

7-4 生存権と社会保障 <基礎編>

生存権はどのように保障されているのだろうか？

社会保障の意義

病気や高齢あるいは不況などのために、人々が働く能力や機会を失ったとき、国が生活の保障をするという考えのもとに発展してきたのが**社会保障**制度である。

社会保障制度は、16世紀半ばに制定されたイギリスの救貧法に起源をもち、19世紀にドイツの政治家ビスマルクがつくった社会保障制度によってその基礎ができた。しかしこの時代の社会保障制度はまだ“国家による慈善や恩恵”という性格が強かった【①】。

真に国民の立場に立って、“国民の生存権を保障する”という意味での近代的な社会保障制度は、1942年の**ベバリッジ報告**に基づいて制度化されたイギリスの制度に始まり、第二次世界大戦後、各国に急速に普及した。日本でも日本国憲法のもとに社会保障制度の整備と拡充が進められた。

日本の社会保障制度

日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めており、これを「**生存権**」と呼ぶ。そして国民の生存権を保障するために、憲法25条はさらに、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」と規定している。これにより国は社会的弱者を保護し福祉国家をめざすことを示したのである。

条文にうたわれた社会保障とは、**社会保険**と**公的扶助**のことである。日本の社会保障制度は、この2つに**公衆衛生**ならびに児童・母子・高齢者・障害者に対する**社会福祉**を加えた4つの柱から成り立っている。

①いわば国民を「貧乏人」として見下すような姿勢があったということである。

コメント [T11]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p106

コメント [T12]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p120

日本の社会保障制度

社会保険	医療保険	国民健康保険、各種の健康保険、各種の共済組合
	年金保険	国民年金、各種の厚生年金、各種の共済年金
	労災保険	労働者災害補償保険、公務員災害補償保険
	雇用保険	
	介護保険	
公的扶助		生活保護、各種の社会手当
社会福祉		児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉
公衆衛生		感染症対策、健康増進対策など